

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

◆ **Gさんの「不支給」決定への不服審査請求
追加意見書**

◆ 認知症施設の防火・避難設備

中国5県法令違反16%

121施設改善済みは23のみ(中国新聞より掲載)

◆ セクハラから精神疾患

国一転「業務で発症」

◆ 編集後記

2010年11月25日

第188号

広島労働安全衛生センター

有料介護老人ホームで働く介護労働者の労災申請に対し、広島労働基準監督署は9月21日「不支給」決定を下してきた。

私たちは、この間一貫して主張して来たように、介護労働者の過酷さは「社会問題」になってきている。

こうしたなか、職場への「立ち入り調査」の過程で、監督署自らが介護労働者の実態を正確に把握できていないことが判明した。ずさんな調査と、仕事そのものを理解できていないのにもかかわらず、Gさんに対して「不支給」決定を下した。

以下、この間の監督署との「やり取り」と、不服審査請求に向けて「追加意見書」を掲載します。

追加意見書

事実経過

- 6月17日 Gさん労災申請書提出
- 7月01日 Gさんへの聴き取り調査
- 8月05日 Gさん職場実態立ち入り調査、
- 9月15日 M、Sさん労災申請書提出
- 9月21日 Gさんへの不支給決定
- 9月21日 Gさん不支給決定への緊急監督署に対する抗議
- 10月08日 Gさん不服審査請求提出、情報開示請求
- 10月20日 M、Sさん職場実態立ち入り調査
- 10月29日 広島中央基準監督署との話し合い 13時より（6人参加）
- 11月 日 追加意見書提出

9月21日、労災申請していた介護労働者Gさんに対し、広島中央基準監督署は「業務外」の決定を下してきた。私たちは、直ちに安全センター事務局員と被災者の5人で、監督署に抗議に出向いた。

監督署の対応は、課長2名と担当官1名の3人が対応してきた。私たちの抗議と追及に、誠実に対応するのではなく「不服審査請求」で対応してもらいたい。「業務外」決定については、「情報開示請求を起こしてもらいたい」と木で鼻をくくった対応に終始した。

労災申請の経緯から宇土先生が提出した「意見書」が無視された結果となっている。「意見書」には通常の「介護サービス」以外に、居宅利用者の呼び出しによる作業「コール対応」が大きな負担になっていると指摘している。私たちは「コール対応」をどう判断されたのかとの質問に、労災課長は「そのことも加味して決定を下した」との説明を受けた。

その後、9月15日この職場から立て続けに2名の方が労災申請をされた。前回と同

様に、職場への「立ち入り調査」が10月20日に行われた。「立ち入り調査」の過程で、監督署は「コール対応」について全く調べておらず、調査のずさんさが判明した。

重大な事実誤認が判明

この介護施設では、収益を上げる目的から保険の適用点数が高い「要介護者」を中心に「介護サービス」を行い、「コール対応」をあまり重視されていない。その証拠として「コール対応」を行った場合、「生活状況記録票」に記入するようにはなっているが、この記入用紙には「お世話をした人」のサインをする箇所はない。こんなことで職員の勤務時間管理が出来ているといえるのであろうか。

宇土先生の「意見書」にも指摘されているように、「コール対応」とは通常の「介護サービス」とは別に、「要介護者」からの呼び出しが掛かれば、そのお世話をするをいうのである。例えば、「要介護者」が寝室で排泄を漏らした場合、「掃除とその着替え、シーツの取り換えなど」の業務内容をさす。こうした作業が5分や10分で終了できないことは、容易に理解できるであろう。

にもかかわらず、監督署はこうしたことが全く理解されておらず、その上「立ち入り調査」に参加していた担当官は、「『サービス介護』の中に『コール対応』が含まれているのでは」といった発言がされた。これは明らかに作業内容を正確に理解されておらず、混同していることを証明している。しかも「コール対応」が「生活状況記録票」に記載されていることもさえも知らなかったのだ。

とりわけ、夜勤帯では2名が配置されたなかで「要介護者」30数名にお世話をする事となっている。正確な調査を行うこととなれば、1日30人数名分の「生活状況記録票」をチェックしなければ正確な調査は期待できない。労災課長は「最低3か月間に亘って調査することで腰部や、肩にどれほどの負担があるのかが判明する」と発言され、監督署としてとりあえず、1か月間の「生活状況記録表」900枚の提出を事業主側に求めた。

こうした「やり取り」からも分かるように、監督署自らがGさんの「業務外」決定を下した経緯がいかによろしく、調査不備を暴露する結果となっている。

その後、私たちはこの件に関して監督署に「話し合いの申し入れ」を行った。これに対して監督署は、「話し合いの申し入れ」を「話し合いの要請」に変更してほしいとか、参加人数の制限や、話し合いの時間制限を付け『話し合いの場』が10月29日に持たれることになった。

当初、参加人数を5人となっていたが、労災申請当事者が1名増えたことに不満を漏らし、上司に了解を取り付けに行くといった硬直した姿勢を見せつけられた。

『話し合いの場』は、10月20日に立ち入り調査が行われたがその結果からして、「介護労働の実態把握が正確に出来ていないのでは」との質問。それに対し、労災課長は「具体的に言ってもらいたい」と説明を求めてきた。こうしたことからやり取りは始まった。

ずさんな調査が発覚！

前述しているように、担当官発言にある「サービス介護」と「コール対応」を混同していることや、「コール対応」が「生活状況記録票」に記載されていることを知らなかった点などを指摘した。しかも9月21日、Gさんに「不支給」決定を下した当日、労災課長自らが「『コール対応』も加味して決定を下しました」との説明には明らかに矛盾がある。

その矛盾するものとして、「コール対応」は「生活状況記録票」に記載されているものの、前述しているように「生活状況記録票」には、職員のサインを記入する箇所などは存在しないのだから、調査をするにも出来ないと判断できるのが常識ではなかろうか。

したがって、これまでの経緯からすれば監督署の取った行動は、ずさんな調査を基に「決定」を下したのである。

「あの調査で問題はなかった」と最終回答

こうした点を指摘し回答を求めた。すると労災課長は自分自身が取った行動に「不味かった」と気づいたのか、回答に窮し途中から口をへの字にしてダンマリを決め込んでしまった。この問題で「話し合いの場」は硬直してしまい、監督署として「業務外」決定を下しておきながら、この案件について「説明責任」を放棄したのである。私たちの追求にやっと出てきた言葉が「あの調査で問題はなかった」と居直ってしまった。

労災課長らは、介護労働の実態を正確に把握できていないのにもかかわらず、労災申請者の「業務外」決定を下す姿勢には余りにも無理がある。さらに別の言い方をすれば、監督署の姿勢は最初から「結論ありき」で対応していると言われても反論の余地はないであろう。

最後に、今回のGさんの案件で取った監督署の態度は、安全センターとして到底納得できるものではないことを先ず表明しておきたい。普通、一般市民が裁判などに訴訟を起こした場合、一審で敗訴し二審で新たな事実が出てきたとき、二審での判決は一審へ差し戻される。このように裁判事例と同様に、「不服審査請求」の場においても同等の扱いがされるべきだと考える。その上で労災課長をはじめとした監督署は、自らが行った調査不備を認め、監督署に差し戻し、介護労働者の実態把握を最初からやり直すことが大事である。

以上のことを「不服審査会」に強く申し入れをするものである。

認知症施設の防火・避難設備

中国5県法令違反16%

121施設改善済みは23

介護労働職場に関連する記事が中国新聞（1月11日）に掲載されていたのでここに紹介します。

国土交通省は、認知症高齢者グループホームの防火や避難設備の法令違反について、都道府県別調査状況をまとめた。

中国地方5県では、7月末時点で調査済みの計746施設のうち、16.2%に当たる計121施設に建築基準法違反が見つかった。全国平均より2.2ポイント高い。

調査は、札幌市で今年3月に発生した、グループホーム火災を受けて、所管する県や市が実施し、国交省が集計した。

建築基準法違反が見つかった県別の内訳は、広島31、山口32、岡山27、島根23、鳥取8。非常用照明や火災時の排煙設備、間仕切り壁の材質などで違反が目立つという。

さらに調査で違反が判明した後、県や市の是正指導を受けて改善したのは、5県計121施設のうち2割未満の23施設にとどまる。山口は15施設と半数近くが改修した。一方で岡山は4施設、鳥取2施設、広島、島根各1施設だけだ。

国交省建築指導課は「改修資金を用意できない運営法人が多い」と指摘。老朽化した施設を改築する際に、違反箇所を是正する費用に使える交付金制度の活用も呼びかける方針。このほか、本年度中に小規模施設向けのスプリンクラー設置費用の補助が始まる。

ただ、広島中区のグループホーム運営法人は「夜間も職員を置くなど人件費がかかる。抜本的な支援が必要」と訴えている。

認知症高齢者グループホームの5県の総数は852。内訳は広島256、山口141、岡山278、島根110、鳥取67となっている。

セクハラから精神疾患

国一転「業務で発症」

派遣先の上司に、しつこく交際を迫られて精神疾患にかかったのに、労働基準監督署が業務上の病気と認めず労災認定しなかったのは不当として、北海道の元派遣社員が国を提訴した初の「セクハラ労災訴訟」で10日、国側は一転、業務による病気であることを認

めた。判決を待たずに、国が自らの主張を覆すのはきわめて異例だ。

国が同日、東京地裁に提出した準備書面によると、函館労基署は業務による発症とは認められないと決定したが、原告側が裁判に提出した資料や、提訴後に国が収集した記録にもとづいて、国はこれまでの主張を改めたという。

原告側によると、元派遣社員は2001年に派遣された道内の大手企業で、上司から携帯メールや言葉で何度も誘われ、断ると中傷や無視にあつて体調が悪化、06年、退職に追い込まれた。生活に困り、07年に労災申請したが認められず、労働保険審査会へ再審査請求も09年、却下された。

争点がなくなったことで、今後は働いていた状況の調査などによる休業補償の範囲の認定などに移る。

安全センターの忘年会を開催します。

センターの忘年会を開催します。参加される方は事務局まで連絡ください。締め切り日は12月4日とします。

開催日時 12月18日(土) 17時30分 (2時間限定)

開催場所 センチュウリ21(京橋町)

会費 3500円

編集後記

前号187号の記事に日付の誤字が2箇所にありましたので訂正してください。

1ページ目の3行目「8月21日」は「9月21日」の誤りでした。つづいて同じ1ページの15行目「9月20日」は「10月20日」の誤りでした。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。

そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことができる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

◆ 会員(月)

◆ 個人 1口 400円

団体 1口 2000円 (尚、会費は本誌購読料を含みます。)

ホーム・ページはこちら

hiroshima.raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>

